

第三章 創造的復興への軌跡

第一節 震災からの創造的復興の歩み

一 世界初の高齢社会下の都市災害

阪神・淡路大震災は、甚大な被害をもたらしただけでなく、成長社会から成熟社会への転換点で発生し、人々に社会のあり様そのものを問いかけた災害でもあった。そのため、被災地主体の復興を進めるに当たっては、大震災を教訓にいかにより二一世紀にふさわしい成熟社会を切り拓いていくかということが求められた。

大震災発生からの復興の取組は、迅速に進められた。直後から復興についての検討が開始され、平成七（一九九五）年一月三十日には兵庫県災害対策総合本部（本部長：知事）が設置された。そして、震災復興事業を総合的に推進するため、三月十五日には知事を本部長とする「阪神・淡路大震災復興本部」が発足した。発災から約三カ月足らずで阪神・淡路大震災復興戦略ビジョンが、そして七カ月後には阪神・淡路震災復興計画が公表され、復興への取組が本格化した。

大震災からの復興は、地方が主体となって計画を作成し、それを政府が支援するという枠組みの下で進め

られた。国においては、関東大震災時の帝都復興院のような国が直轄で復興事業を行う組織を設けるのではなく、阪神・淡路復興委員会（委員長…下河辺淳^{しもべあつし}、東京海上研究所理事長）の意見や提言を踏まえ、阪神・淡路復興対策本部（本部長…内閣総理大臣）が政府内の総合調整を行い被災地の復興計画の実現を支援する体制がとられた。復興に当たって兵庫県は、二一世紀を見据えてあるべき社会の実現を目指す創造的復興を掲げた。兵庫県知事^{かいほらとしたみ}原俊民は、「阪神・淡路大震災からの復興は、単に震災前に戻るのではなく、震災の教訓を生かして二一世紀にも通用する地域として、次のような課題を克服した復興をしなければならぬと感じていた。一つは、高齢社会における生活復興である。二つは、官主導集権型から民自律分権型への構造転換である。三つは、近代都市文明の脆弱性の克服である。私は、これらを織り込んだ復興を「創造的復興」として提唱した」と述べている（『神戸新聞』平成二十七年二月二十日）。

後の東日本大震災でも、政府の復興構想会議創設の閣議決定の中で、単なる復旧ではなく未来へ向けた創造的復興を目指すことが重要とされた。同会議がとりまとめた「復興への提言〈悲惨のなかの希望〉」でも創造的復興に向けた考え方などが打ち出されるに至った。また、東日本大震災後に仙台で開催された第三回国連防災世界会議では、ビルド・バック・ベターという世界的共通目標が打ち出された。これらのことは、阪神・淡路大震災の復旧・復興の取組の経験や教訓が生かされたものと言える。

阪神・淡路震災復興計画の下、一〇年間にわたり、国、県、市町、民間あわせて一六兆三〇〇億円の事業費をかけ一一五八事業が実施された。被災地の人口は一部を除き震災前水準を回復し、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりといった課題は残されていたものの、一〇年間で被災地の復興は総じて着実に進展

した。なお、復興事業を進める際に、県や被災市町では多額の地方債の発行を余儀なくされたことは、後年度の財政圧迫を招いた。これに対し、東日本大震災では、史上初の復興特別税が創設され復興財源に充てられている。

震災一〇年の節目に当たっては、復興一〇年委員会（座長・新野幸次郎神戸都市問題研究所理事長）の下で復興の総括検証が行われた。大震災の被害、復旧・復興の取組を通じ、安全で安心なまちづくりや共生社会づくりの大切さを痛感させた。毎年一月十七日を県条例でひょうご安全の日と定め、この時期を中心に震災の経験や教訓を次の世代や他の地域へ伝えるとともに、活かし備える取組が行われ広く発信されている。

第二節 緊急・応急対応期（平成七（一九九五）年八月まで）

大震災により多くの人々が被災し、避難所の生活環境の改善や早期の応急仮設住宅の建設、被災したインフラやライフラインの復旧をはじめ、様々な取組が急がれた。そうした中、創造的復興を目指し、阪神・淡路震災復興計画を策定するとともに、阪神・淡路大震災復興基金や被災者復興支援会議など、地方主体の復興を支える仕組みが整備された。